登録販売者試験

「試験問題の作成に関する手引き」(平成27年4月改訂版)の訂正について

厚生労働省は平成28年3月付で、先に同省が改訂した「試験問題の作成に関する手引き(平成27年4月」(以下、「手引き」)の訂正についての正誤表を各都道府県等に連絡しました。

厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/tebikirireki.pdf) で直接確認頂けます。

本「登録販売者試験受験対策共通テキスト」は「手引き」に基づき解説していますので、本テキストに収載された「手引き」の正誤表を以下の通りご案内させて頂きます。 なお、日本薬業研修センターのホームページ(http://www.yakken-ctr.jp)にも常時、掲載していきますのでご参照下さい。

一般社団法人 日本薬業研修センター

		一般在団法人の中条系研修センター
該当頁	誤	正
上巻 17 頁	我が国では、「許可医薬品が適正な使用目的に従い	_(削除)_
3 行目	適正に使用された場合においてもその許可医薬品	
	により人に発現する有害な反応」(独立行政法人医	
	薬品医療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号)	
	第4条第6項)を、医薬品の副作用と定義している。	
上巻 29 頁	医薬品の使用上の注意等において、乳児、幼児、小	医薬品の使用上の注意において、乳児、幼児、小児
7 行目	児という場合には、おおよその目安として、次の年	という場合には、おおよその目安として、次の年齢
	齢区分が用いられている。	区分が用いられている。
上巻 31 頁	医薬品の使用上の注意 <u>等</u> において <u>「高齢者」という</u>	医薬品の使用上の注意において <u>は、</u> おおよその目安
10 行目	場合には、おおよその目安として 65 歳以上を <u>指す</u> 。	として 65 歳以上を <u>「高齢者」としている</u> 。
上巻 57 頁	肝臓は、 体内で最も 大きい臓器であり、横隔膜の直	肝臓は、大きい臓器であり、横隔膜の直下に位置す
15 行目	下に位置する。胆汁を産生するほかに、主な働きと	る。胆汁を産生するほかに、主な働きとして次のよ
	して次のようなものがある。	うなものがある。
上巻 87 頁注釈	全身に広く分布するエクリン汗腺を支配する交感	全身に広く分布するエクリン腺を支配する交感神
	神経線維の末端ではアセチルコリンが神経伝達物	経線維の末端ではアセチルコリンが神経伝達物質
	質として放出されるが、局所(腋窩(えきか)等)に	として放出されるが、局所(腋窩(えきか)等)に分
	分布する <u>アポクリン汗腺</u> を支配する交感神経線維	布する <u>アポクリン腺</u> を支配する交感神経線維の末
	の末端ではノルアドレナリンが神経伝達物質とし	端ではノルアドレナリンが神経伝達物質として放
	て放出される。	出される。
上巻 105 頁ほか	<u> </u>	剤 <u>形</u>
上巻 109 頁	有効成分が適用部位に <u>止</u> まりやすいという特徴が	有効成分が適用部位に <u>留</u> まりやすいという特徴が
5 行目	ある。	ある。
上巻 159 頁	食品とは、医薬品 <u>及び</u> 医薬部外品以外のすべての飲	食品とは、医薬品 <u>、</u> 医薬部外品 <u>及び再生医療等製品</u>
2 行目	食物をいう(食品安全基本法(平成 15 年法律第 48	以外のすべての飲食物をいう(食品安全基本法(平
	号) 第2条、食品衛生法(昭和22年法律第233号)	成 15 年法律第 48 号) 第 2 条、食品衛生法(昭和 22
	第4条第1項)。	年法律第233号)第4条第1項)。
上巻 161 頁	食品のうち、健康増進法(平成14年法律第103号)	食品のうち、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
2 行目	第 26 条及び第 29 条の規定に基づき <u>消費者庁長官</u> の	第 26 条及び第 29 条の規定に基づき 内閣総理大臣 の
	許可及び承認(許可等という。以下同じ。)を受け	許可及び承認(許可等という。以下同じ。)を受け
	た内容を表示する特別用途食品(特定保健用食品を	た内容を表示する特別用途食品(特定保健用食品を
	含む。以下同じ。)については、	含む。以下同じ。)については、
上巻 161 頁	特定の保健の用途を表示するには、個別に生理的機	特定の保健の用途を表示するには、個別に生理的機
15 行目	能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関	能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関
	する審査を受け、 <u>消費者庁長官</u> の許可等を取得する	する審査を受け、 <u>内閣総理大臣</u> の許可等を取得する
	ことが必要である。	ことが必要である。
上巻 161 頁	特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品にも、	特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品にも、
23 行目	それぞれ消費者庁 <u>長官</u> の許可等のマークが付され	それぞれ消費者庁の許可等のマークが付されてい
	ている。	る。

該当頁	誤	正
上巻 163 頁	1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量	1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量
7行目	が、基準に適合しており、栄養表示しようとする場	が、基準に適合しており、栄養表示しようとする場
. 11 H	合には、食品表示基準第1項第 11 号の規定に基づ	合には、食品表示基準第2条第1項第 11 号の規定
	き、その栄養成分の機能の表示を行わなければなら	に基づき、その栄養成分の機能の表示を行わなけれ
	ない	ばならない
上巻 189 頁	また、指定第二類医薬品の販売又は授与する場合に	また、指定第二類医薬品の販売又は授与する場合に
27 行目	は、当該指定第二類医薬品を購入しようとする者等	は、当該指定第二類医薬品を購入しようとする者等
	が、禁忌事項を 確実に 確認できるようにするために	が、禁忌事項を <u>確認すること及び当該医薬品の使用</u>
	必要な措置を講じなければならないとされている	について薬剤師又は登録販売者に相談することを
		勧める旨を確実に認識 できるようにするために必
		要な措置を講じなければならないとされている
上巻 195 頁	規則第 218 条の 3 第 2 項	規則第 218 条の <u>4</u> 第 2 項
5 行目		
上巻 203 頁	iv)ブロムワレリル尿素 [※]	(欄外に)
28 行目及び注釈		※「ブロモバレリル尿素」の別名
上巻 205 頁	医薬品等の販売広告に関しては、法による保健衛生	
注釈	上の観点からの規制のほか、不当な表示による顧客の質用の関連など図えため、「エルストを表示による顧客	上の観点からの規制のほか、不当な表示による顧客
	の <u>誘因</u> の防止等を図るため、「不当景品類及び不当 表示防止法」や「特定商取引に関する法律」の規制	の <u>誘引</u> の防止等を図るため、「不当景品類及び不当 表示防止法」や「特定商取引に関する法律」の規制
	もなされている。	もなされている。
上巻 213 頁	都道府県知事(店舗販売業にあっては、その店舗の	都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあっては、そ
14 行目	所在地が保健所設置市又は特別区の区域にある場	の薬局又は店舗の所在地が保健所設置市又は特別
11111	合においては、市長又は区長。	区の区域にある場合においては、市長又は区長。
上巻 226 頁	二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用	二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用
36 行目	されることが目的とされている物であつて、機械器	されることが目的とされている物であつて、機械器
薬機法第2条	具(機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並び	具(機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並び
	にプログラム(電子計算機に対する指令であつて、	にプログラム <u>等</u> (電子計算機に対する指令であつ
	一の結果を得ることができるように組み合わされ	て、一の結果を得ることができるように組み合わさ
	たものをいう。以下同じ。)及びこれを記録した記	れたものをいう。以下同じ。) 及びこれを記録した
	録媒体をいう。以下同じ。)(医薬部外品及び再生	記録媒体をいう。以下同じ。) <u>でないもの</u> (医薬部
	医療等製品を除く。)	外品及び再生医療等製品を除く。)
上巻 227 頁	10 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の	10 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の
17行目	生物(植物を除く。)に由来するものを原料又は材料したで制作(ルハはた合わ、以下見ば、)なされ	生物(植物を除く。)に由来するものを原料又は材料したで制作される。
薬機法第2条	料として製造 <u>(小分けを含む。以下同じ。)</u> をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、	料として製造をされる医薬品、医薬部外品、化粧品 又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要す
	る医薬品、医薬品が品、化粧品をは医療機器のする、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労	るものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議
	働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定	
	するものをいう。	A * /
上巻 227 頁		薬局は、その所在地の都道府県知事(その所在地が
23 行目	保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合	
薬機法第4条	においては、市長又は区長。次項、第七条第三項 <u>及</u>	においては、市長又は区長。次項、第七条第三項 <u>並</u>
	び第十条 (第三十八条第一項において準用する場合	びに第十条第一項(第三十八条第一項並びに第四十
	を含む。)において同じ。)の許可を受けなければ、	条第一項及び第二項において準用する場合を含
	開設してはならない。	<u>む。)及び第二項</u> (第三十八条第一項において準用
		する場合を含む。) において同じ。) の許可を受け
1. 1/2. 6 = -		なければ、開設してはならない。
上巻 228 頁	_ = =	
2行目	=	-
薬機法第4条第		= = =
5号	四 イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条	二 イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条
	年 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第八項に該当するとされた医薬品であつて、当該申
	第八項 <u>第一号</u> に該当りるこされた医衆品であって、 当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で	請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める
	定める期間を経過しないもの	期間を経過しないもの
	五	
L	ı =	I

該当頁	誤	正
上巻 228 頁	三 申請者(申請者が法人であるときは、その業務	三 申請者(申請者が法人であるときは、その業務
27 行目	を行う役員を含む。第十二条の二第三号、第十三条	を行う役員を含む。第十二条の二第三号、第十三条
薬機法第5条第	第四項第二号(同条第七項及び第十三条の三第三項	第四項第二号(同条第七項及び第十三条の三第三項
3 号	において準用する場合を含む。)、第十九条の二第	において準用する場合を含む。)、第十九条の二第
	二項、第二十三条の二の十七第二項、第二十三条の	二項、 第二十三条の二の二第三号、第二十三条の二
	二十一第三号、第二十三条の二十二第四項第二号	の三第四項(第二十三条の二の四第二項において準
	(同条第七項及び第二十三条の二十四第三項にお	用する場合を含む。)、第二十三条の二の十七第二
	いて準用する場合を含む。)、第二十三条の三十七	項、第二十三条の二十一第三号、第二十三条の二十
	第二項、第二十六条第二項第三号、第三十条第二項	二第四項第二号(同条第七項及び第二十三条の二十
	第二号、第三十四条第二項第二号、第三十九条第三	四第三項において準用する場合を含む。)、第二十
	項第二号、第四十条の二第四項第二号(同条第六項	三条の三十七第二項、第二十六条第四項第三号、第
	において準用する場合を含む。)及び第四十条の五	
	第三項第二号において同じ。)が、次のイから木ま	三十九条第三項第二号、第四十条の二第四項第二号
	でのいずれかに該当するとき。	(同条第六項において準用する場合を含む。)及び 第四十条の五第三項第二号において同じ。)が、次
		のイからへまでのいずれかに該当するとき。
上巻 228 頁	ニ イ 及び ハに該当する者を除くほか、この法律、	ニ イ から ハまでに該当する者を除くほか、この法
工谷 226 貝 38 行目	麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭	本
薬機法第5条第	和二十五年法律第三百三号)その他薬事に関する法	(昭和二十五年法律第三百三号)その他薬事に関す
3号二	令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違	る法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分
	反し、その違反行為があった日から二年を経過して	に違反し、その違反行為があった日から二年を経過
	いない者	していない者
上巻 229 頁	二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方	二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方
19 行目	法(その薬局においてその薬局以外の場所にいる者	法(その薬局においてその薬局以外の場所にいる者
薬機法第9条第	に対して一般用医薬品(第四条第五項第五号に規定	に対して一般用医薬品(第四条第五項第四号に規定
2号	する一般用医薬品をいう。以下同じ。) を販売し、	する一般用医薬品をいう。以下同じ。)を販売し、
	又は授与する場合におけるその者との間の通信手	又は授与する場合におけるその者との間の通信手
	段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項	段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項
上巻 230 頁	第十四条 医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指	第十四条 医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指
16 行目	定する医薬品 及び第二十三条の二第一項の規定に	定する医薬品を除く。)、
薬機法第 14 条	より指定する体外診断用医薬品を除く。)、	
上巻 230 頁	三申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の名	三申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の名
25 行目	称、成分、分量、 <u>構造、</u> 用法、用量、 <u>使用方法、</u> 効	称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用
薬機法第 14 条	能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び	その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審
第2項	安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイカル・カスのいずれかに話がせていま	査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに
	からハまでのいずれかに該当するとき。 イ 申請に係る医薬品 <u>、</u> 医薬部外品 <u>又は医療機器</u>	該当するとき。 イ 申請に係る医薬品 又は 医薬部外品が、その申請
	が、その申請に係る効能又は効果を有すると認めら	イー甲頭に係る医薬の <u>又は</u> 医薬部が四が、その甲頭 に係る効能又は効果を有すると認められないとき。
	れないとき。	1~12、3、3、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、
上巻 231 頁	5 第二項第三号の規定による審査においては、当	5 第二項第三号の規定による審査においては、当
1行目	該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する	該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する
薬機法第 14 条	資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性	資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性
第5項	に関する調査(既にこの条又は第十九条の二の承認	に関する調査(既にこの条又は第十九条の二の承認
	を与えられている品目との成分、分量、構造、用法、	を与えられている品目との成分、分量、用法、用量、
	用量、 <u>使用方法、</u> 効能、効果等の同一性に関する調	効能、効果等の同一性に関する調査を含む。)を行
	査を含む。)を行うものとする。	うものとする。
上巻 231 頁	7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医	7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医
12 行目	薬品が、希少疾病用医薬品その他の医療上特にその	薬品が、希少疾病用医薬品その他の医療上特にその
	必要性が高いと認められるものであるときは、当該	必要性が高いと認められるものであるときは、当該
第7項	医薬品についての第二項第三号の規定による審査	
		又は前項の規定による調査を、他の医薬品の審査又
	機器の審査又は調査に優先して行うことができる。	は調査に優先して行うことができる。

該当頁	誤	正
上巻 231 頁	第十四条の九 医薬品、医薬部外品又は化粧品医療	第十四条の九 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製
26 行目	機器の製造販売業者は、第十四条第一項又は第二十	造販売業者は、第十四条第一項に規定する医薬品、
薬機法第 14 条	三条の二第一項 に規定する医薬品、医薬部外品及び	医薬部外品及び化粧品以外の医薬品、医薬部外品又
の 9	化粧品以外の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造	は化粧品の製造販売をしようとするときは、あらか
	販売をしようとするときは、あらかじめ、品目ごと	じめ、品目ごとに、厚生労働省令で定めるところに
	に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働	より、厚生労働大臣にその旨を届け出なければなら
	大臣にその旨を届け出なければならない。	ない。
上巻 232 頁	一 店舗販売業の許可要指導医薬品(第四条第五項	一 店舗販売業の許可要指導医薬品(第四条第五項
13 行目	第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)	第 <u>三</u> 号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)
薬機法第25条	又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授	又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授
1 W 222 =	与する業務	与する業務
上巻 232 頁	事項及び第二十八条第三項において同じ。) が与え	次項 及び第二十八条第三項において同じ。)が与え
21 行目	る。	る。
薬機法第26条	一体、何のか可とではしてしよりが共日の	一一数一種の表示と恋はようしより来りが会日の
上巻 232 頁	三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の	三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の
36 行目 薬機法第 26 条	者以外にその店舗において薬事に関する実務に従 事する薬剤師又は登録販売者(第四条第五項第二号	者以外にその店舗において薬事に関する実務に従 事する薬剤師又は登録販売者(第四条第五項第一号
第3項	事りる楽別叩又は登録販売者 (第四米第五頃第 <u>一</u> を に規定する登録販売者をいう。以下同じ。)	事りる案判師又は登録販売者(第四宋第五項第 <u>一</u> 年 に規定する登録販売者をいう。以下同じ。)
上巻 233 頁	店舗販売業者は、薬局医薬品(第四条第五項第三号	店舗販売業者は、薬局医薬品(第四条第五項第二号
3 行目	に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。) を販売	に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。) を販売
薬機法第 27 条	し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、	し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、
来风口别 21 水	若しくは陳列してはならない。	若しくは陳列してはならない。
上巻 240 頁	五 第四十二条第一項の規定によりその基準が定	五 第四十二条第一項の規定によりその基準が定
23 行目	められた医薬品であつて、その基準 (第五十条第八	められた医薬品であつて、その基準に適合しないも
薬機法第 56 条	号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。)	0
	に適合しないもの	
上巻 244 頁	2 都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあつて	2 都道府県知事(薬局 <u>、</u> 店舗販売業 又は高度管理
2 行目	は、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する	医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医
薬機法第69条	市又は特別区の区域にある場合においては、市長又	療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつて
	は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七	は、その薬局 <u>、店舗又は営業所</u> の所在地が保健所を
	十二条の五、第七十二条の二第一項、第七十二条の	設置する市又は特別区の区域にある場合において
	四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及	は、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第
	び第八十一条の二において同じ。)は、	四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第
		七十二条の五、 第七十三条、第七十五条第一項、第
1 1/2 2 4 7	folia	七十六条及び第八十一条の二において同じ。)は、
上巻 244 頁	第六十八条の二、第六十八条の五第三項、第五項若	
17 行目	しくは第六項、第六十八条の七第二項、第五項若し	しくは第六項若しくは第八十条第四項、第六十八条
薬機法第69条		の七第二項、第五項若しくは第八項、第六十八条の
	十第二項、第六十八条の二十二第二項、第五項若し くは第八項若しくは第八十条第七項の規定又は第	
		十二弟一頃、弟五頃石しくは弟八頃石しくは弟八十 条第七項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条
	ローニ未界四項、第ローニ未の二、第ローニ未の四 から第七十四条まで、	未弟 頃の焼足×は第 一未弟四頃、第 一未 の二、第七十二条の四 、第七十三条、 第七十四条、
上巻 245 頁	18.5 18.5 	で規定する医薬品、医療機器若しくは 再生医療等製
35 行目	二十に規定する生物由来製品に該当するようにな	
薬機法第 72 条		
第4項	善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の	いては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善
	全部若しくは一部を使用することを禁止すること	を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使
	ができる。	用することを禁止することができる。
上巻 246 頁	その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設	
5 行目	者、販売業者又は賃貸業者に対して、その業務の運	者、販売業者又は <u>貸与業者</u> に対して、その業務の運
薬機法第 72 条	営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずるこ	営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずるこ
O 4	とができる。	とができる。

該当頁	誤	正
上巻 246 頁	第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器	第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器
9 行目	の販売業者若しくは貸与業者について、その者に第	の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品
薬機法第 72 条	七十九条の規定により付された条件に違反する行	の販売業者について、その者に第二十三条の二十六
O 4	為があつたときは、その製造販売業者、製造業者、	第一項又は第七十九条第一項の規定により付され
	修理業者、薬局開設者、販売業者又は賃貸業者に対	た条件に違反する行為があつたときは、その製造販
	して、その条件に対する違反を是正するために必要	売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業
	な措置を採るべきことを命ずることができる。	者又は <u>貸与業者</u> に対して、その条件に対する違反を
		是正するために必要な措置を採るべきことを命ず
		ることができる。
上巻 246 頁	<u> </u>	(中止命令等)
12 行目の次		第七十二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事
薬機法第72条		は、第六十八条の規定に違反した者に対して、その
の4の後ろへ挿		行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止
入		するに足りる措置を採るべきことを命ずることが
		<u>できる。</u> 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条
		<u>2 厚生ガ働人民又は都垣府宗和争は、第八十八宋</u> の規定に違反する広告(次条において「承認前の医
		信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限
		及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法)
		律第百三十七号)第二条第一号に規定する特定電気
		通信をいう。以下同じ。)による情報の送信があると
		きは、特定電気通信役務提供者(同法第二条第三号
		に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同
		じ。)に対して、当該送信を防止する措置を講ずるこ
		<u>とを要請することができる。</u>
上巻 246 頁	<u>-</u>	(損害賠償責任の制限)
12 行目の次		第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条
薬機法第 72 条		第二項の規定による要請を受けて承認前の医薬品
の4の後ろへ挿		等に係る違法広告である特定電気通信による情報
入		の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認
		前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信
		による情報の送信を防止する措置を講じた場合に
		おいて、当該措置により送信を防止された情報の発
		信者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制
		限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四
		号に規定する発信者をいう。以下同じ。)に生じた損
		害については、当該措置が当該情報の不特定の者に
		対する送信を防止するために必要な限度において
		行われたものであるときは、賠償の責めに任じな
L. W	(1) let the lot me de de le let etc.	
上巻 246 頁	(総括製造販売責任者等の変更命令)	(<u>医薬品等</u> 総括製造販売責任者等の変更命令)
13 行目 東幽土笠 72 冬		
薬機法第 73 条 上巻 248 頁		 六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違
上巻 248 貝 16 行目の次	=	ハー泉七十二余の五弟一頃の規定による師节に建 反した者
 薬機法第 85 条	 六 第七十五条第一項又は第三項の規定による業	
本派4700本	<u>へ</u>	2
	七 第七十五条の二第一項の規定による業務の停	八 第七十五条の二第一項の規定による業務の停
	上命令に違反した者	止命令に違反した者
	八 第七十六条の五の規定に違反した者	九 第七十六条の五の規定に違反した者
		十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令
		<u>に違反した者</u>
上巻 248 頁	二十四 第八十条の八第一項の規定に違反した者	二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による
下から1行目		命令に違反した者
薬機法第86条		二十五 第八十条の八第一項の規定に違反した者
-		

該当頁	誤	正	
上巻 267 頁	P2 \	(要指導医薬品の表示)	
14 行目	第二百九条の二 法第五十条第六号の規定により	第二百九条の二 法第五十	条第六号の 厚生労働省
薬機法施行規則	直接の容器又は直接の被包に記載するように定め	令で定める事項は、「要指導	医薬品」の文字とする。
第 209 条の 2	られた事項については、次の表の上欄に掲げる法第		
	三十六条の三第一項に規定する区分に応じ、それぞ		
	れ同表の下欄に掲げる字句を記載しなければなら		
	<u>ない。</u>	(Alca BA)	
	(表)	(表削除)	
	2 前項の表の下欄に掲げる字句は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の	2 前項の <u>文字</u> は黒枠の中 ばならない。ただし、その直	
	容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読で		
	きない場合は、白枠の中に白字で記載することがで		
	きる。	7 (1 (10) (10)	
	3 第一項の表の下欄に掲げる字句については、工	3 第一項の文字については	は、工業標準化法(昭和
	業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基		
	づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)		
	Z八三○五に規定する八ポイント以上の大きさの		
	文字 及び数字 を用いなければならない。ただし、そ		
	の直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため同		
	欄に掲げる文字及び数字を明りよう に記載することができない場合は、この限りではない。	ことができない場合は、この)限りではない。
上巻 267 頁	一	(法第三十六条の七第一項	に担定する区分ごとの
25 行目	 	表示)	10就是多句色为CCO
薬機法施行規則		<u>ス・・・</u> 第二百九条の三 法第五十:	条第七号の厚生労働省
第 209 条の2の		令で定める事項については、	•
後ろへ挿入		法第三十六条の七第一項に規	記定する区分に応じ、そ
		れぞれ同表の下欄に掲げる字	<u> 句とする。</u>
		一 第一類医薬品	第1類医薬品
		二 第二類医薬品	第2類医薬品
		三 第三類医薬品	第3類医薬品
		│ │2 前項の表の下欄に掲げ	る字句の記載について
		は、前条第二項及び第三項の	
	<u>'</u>	場合において、同条第二項中	
		のは「第二百九条の三第一項	「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字 「の表の下欄に掲げる字
		句」と、同条第三項中「第-	
	<u>'</u>	「第二百九条の三第一項の表	
		と、「文字を」とあるのは「	メ子及ひ釵子を」と読
上巻 267 頁	 第二百十条 法第五十条第十五号の 規定により医	<u>み替えるものとする。</u> 第二五十条 注第五十条第	十五号の 厚生学働劣 会
27 行目	薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されてい		
薬機法施行規則	-		C / Vo
第 210 条	3. X13.() () () () ()		
上巻 267 頁	六 第二類医薬品のうち、特別の注意を要するもの	六 指定第二類医薬品にあっ	つては、枠の中に「2」
40 行目	として厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定第	の数字	
薬機法施行規則			
第 210 条	の数字		ウスのル原生が思ったへ
上巻 276 頁	医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能・以下「医療機能・トレラー)に序じ効率的に	医療を受ける者の居宅等(居	
7行目 医療法第一条の	機能 (以下「医療機能」という。) に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの	で定める場所をいう。以下同 提供施設の機能に応じ効率的	
	有機的な連携を図りつつ提供されなければならな	スその他の関連するサービ	
	では い。	図りつつ提供されなければな	
	• 0	IM > MEN CANADANA'S	· J · 6 * 0

該当頁	誤	正
上巻 276 頁		
		第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲
10 行目		食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
食品安全基本法	全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百	性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四
第2条	四十五号)に規定する医薬品 <u>及び</u> 医薬部外品を除	
	く。) をいう。	<u>療等製品</u> を除く。)をいう。
上巻 276 頁	<u>2・3(略)</u>	<u>(削除)</u>
19 行目		
食品衛生法第2		
条		
上巻 276 頁	第四条 この法律で食品とは、 <u>すべて</u> の飲食物をい	第四条 この法律で食品とは、 <u>全て</u> の飲食物をい
21 行目	う。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及	う。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及
食品衛生法第4	び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律	び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律
条	第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品	第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び
	は、これを含まない。	再生医療等製品は、これを含まない。
	2~9 (略)	(削除)
上巻 278 頁	第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、	第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、
20 行目	金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行	金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行
景表法第2条	う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、	う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、
从 红石为 2 木	代理人その他の者は、事項及び第十一条の規定の適	代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適
		用については、これを当該事業者とみなす。
1.米 070 百		
上巻 278 頁	二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務	二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務
29 行目	の執行又はその存立を支配している一般 <u>社</u> 団法人	の執行又はその存立を支配している一般 <u>財</u> 団法人
景表法第2条	その他の財団	その他の財団
上巻 279 頁	(都道府県知事の指示)	(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理
35 行目	第七条 都道府県知事は、第三条の規定による制限	上の措置)
景表法第7条	<u>若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する</u>	第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の
	<u>行為があると認めるときは、当該事業者に対し、そ</u>	取引について、景品類の提供又は表示により不当に
	<u>の行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われ</u>	顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的
	ることを防止するために必要な事項又はこれらの	<u>な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の</u>
	実施に関連する公示その他必要な事項を指示する	最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及
	ことができる。その指示は、当該違反行為が既にな	び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表
	くなつている場合においても、することができる。	示に関する事項を適正に管理するために必要な体
		制の整備その他の必要な措置を講じなければなら
		ない。
上巻 279 頁	(内閣総理大臣への措置請求)	(指導及び助言)
40 行目	第八条 都道府県知事は、前条の規定による指示を	第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づ
景表法第8条	行つた場合において当該事業者がその指示に従わ	
	ないとき、その他同条に規定する違反行為を取りや	
	めさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び	
	行われることを防止するため必要があると認める	
	ときは、内閣総理大臣に対し、この法律の規定に従	
	い適当な措置をとるべきことを求めることができ	
	<u> </u>	
上巻 280 頁	<u> </u>	(勧告及び公表)
1 行目の後ろに	 	<u>へ助日及び五名/</u> 第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由
追加		がなくて第七条第一項の規定に基づき事業者が講
/르//H		がなくて第七米第一項の規定に基づき事業有が講 ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事
		第一日間を開していないと認めるとさば、国該事
		措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
		2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つ
		た場合において当該事業者がその勧告に従わない
		ときは、その旨を公表することができる。
上巻 280 頁	第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令	第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令
3 行目	を行うため必要があると認めるときは、~	又は前条第一項の規定による勧告 を行うため必要
景表法第9条		があると認めるときは、~
	第2項、第3項及び第4項	_(削除)_
		

該当頁	誤	正
上巻 280 頁	第二十条第一項、第七十条の十三第一項並びに第七	
44 行目	十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規	
	約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団	定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてす
第5項	体の行為には、適用しない。	る事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。
上巻 281 頁	(権限の委任)	(権限の委任等)
1行目	第十二条 1及び2 (略)	第十二条 1及び2 (略)
景表法第 12 条	<u> </u>	3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品
		類及び表示に対処する必要があることその他の政 令で定める事情があるため、事業者に対し、第六条
		<u>中で足める争情があるため、争業有に対し、第八条</u> の規定による命令又は第八条の二第一項の規定に
		よる勧告を効果的に行う上で必要があると認める
		ときは、政令で定めるところにより、第一項の規定
		により委任された権限(第九条第一項の規定による
		権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣
		又は金融庁長官に委任することができる。
	<u>3</u> 公正取引委員会 <u>は、前項</u> の規定により委任され	
	た権限を行使したときは、 速やかに、 その結果につ	又は、金融庁長官は、前二項 の規定により委任され
	いて消費者庁長官に報告するものとする。	た権限を行使したときは、政令で定めるところによ
		り、その結果について消費者庁長官に報告するもの
		とする。
	-	<u>5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定める</u> ところにより、第三項の規定により委任された権限
		及び前項の規定による権限について、その全部又は
		一部を地方支分部局の長に委任することができる。
		6~10 (略)
		11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された
		権限に属する事務の一部は、政令で定めるところによ
		り、都道府県知事が行うこととすることができる。
上巻 281 頁	<u>_</u>	(関係者相互の連携)
9 行目		第十五条 内閣総理大臣、関係行政機関の長(当該
景表法第 14 条		行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当
の後		該行政機関)、関係地方公共団体の長、独立行政法人
		国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景 品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消
		費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行う
		ことその他相互の密接な連携の確保に努めるもの
		とする。
上巻 281 頁	(罰則)	(罰則)
13 行目	第十五条	第十 <u>六</u> 条
景表法第 15 条		
上巻 281 頁	第十 <u>六</u> 条	第十 <u>七</u> 条
16 行目		
景表法第 16 条	<u> </u>	単10分
上巻 281 頁 19 行目	第十七条 第九条第二項の~	削除
19 17 日 景表法第 17 条		
上巻 281 頁	│ │一 第十 五 条第一項 三億円以下の罰金刑	 一 第十 <u>六</u> 条第一項 三億円以下の罰金刑
25 行目		- 第1 <u>八</u> 未第一項 二個ログトの罰金川 二 前条 同 条の罰金刑
景表法第 18 条	- SISTING BOOK BOOK BOTTON	— Manik — Frank is Harmina
上巻 281 頁	一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑	一 第十六条第一項 三億円以下の罰金刑
30 行目	二 第十六条又は 前条 各本 条の罰金刑	二 前条 <u>同</u> 条の罰金刑
景表法第 18 条		_
上巻 281 頁	第十九条 第十五条第一項の違反があつた場合に	第十九条 第十六条第一項の違反があつた場合に
34 行目	おいては、その違反の計画を知り、その防止に必要	
景表法第 19 条		な措置を <u>講ぜ</u> ず、又はその <u>違反</u> 行為を知り、その是
		正に必要な措置を講じなかつた当該法人(当該法人
	事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対	
	しても、同項の罰金刑を科する。	対しても、同項の罰金刑を科する。

該当頁	誤	正
上巻 281 頁	第二十条 第十五条第一項の違反があつた場合に	第二十条 第十六条第一項の違反があつた場合に
37 行目	おいては、~	おいては、~
景表法第20条		
上巻 286 頁	昭和47年2月2日	昭和 60 年 5 月
● II - 3)関係	薬監第 27 号	薬務局監視指導課事務連絡(監視速報 No. 214)
13 段目		
上巻 311 頁	【緊急安全性情報】 医薬品 又は 医療機器について	
5 行目	緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が	
上巻 311 頁	必要な状況にある場合に、~ A 4 サイズの黄色地の印刷物で、イエローレターと	制限に係る対策が必要な状況にある場合に、~ A4サイズの黄色地の印刷物で、イエローレターと
10 行目	も呼ばれる。	も呼ばれる。※
上巻 311 頁	【安全性速報】医薬品又は医療機器について一般的	【安全性速報】医薬品 <u>、</u> 医療機器 <u>又は再生医療等製</u>
15 行目	な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起	品について一般的な使用上の注意の改訂情報より
20 17 17	や適正使用のための対応の注意喚起が必要な状況	も迅速な注意喚起や適正使用のための対応の注意
	にある場合に、~	喚起が必要な状況にある場合に、~
上巻 311 頁	厚生労働省においては、医薬品(一般用医薬品を含	厚生労働省においては、医薬品(一般用医薬品を含
21 行目		む)、医療機器等による重要な副作用、不具合等に
	関する情報を <u>原則、毎月</u> とりまとめ、「医薬品・医	関する情報をとりまとめ、「医薬品・医療機器等安
	療機器等安全性情報」として、広く医薬関係者向け	
1.3/2	に情報提供を行っている。	を行っている。
上巻 311 頁	<u>記載なし</u>	※イエローレター等については、「緊急安全性情報
脚注		等の提供に関する指針について」(平成 26 年 10 月 31 日付け薬食安発 1031 第 1 号厚生労働省医薬食品
		5 ロハイ楽良女光 100 第
		提供に関する指針」により示されている。
上巻 317 頁	└ その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない	その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない
22 行目	とされている。	とされている。
	•	3項の規定により、報告書を総合機構に提出するこ
		ととされている。
上巻 319 頁	<u>。</u> (別表 5 - 4 347 頁参照)	(別表 5 - 4 347 頁参照) <u>。なお、実務上は、法第</u>
10 行目		68 条の 13 第 3 項の規定により、報告書を総合機構
1. 1/2		に提出することとされている。
上巻 323 頁		報告期限は特に定められていないが、保健衛生上の
9 行目	危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性 な割めた場合にないては、適常速のかに、郵送、フ	
	を認めた場合においては、適宜速やかに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、報告書を総合機	を認めた場合においては、適宜速やかに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、法第 68 条の 13
	オクシミリスは电子ケールにより、報告者を総合機 構に送付することとされている。	第3項の規定に基づき、 報告書 <u>(別表5-5)</u> を総
	micell / Secesial Colors	合機構に送付することとされている。
下巻 17 頁		ブロモバレリル尿素
8行目ほか(35、		
39 頁等)		
下巻 175 頁	剤型はスプレー式で鼻腔内に噴霧するものが多い	剤 <u>形</u> はスプレー式で鼻腔内に噴霧するものが多い。
27 行目	が、小児向けの商品には液剤を綿棒で塗布するタイ	
	<u>プもある</u> 。	